

早稲田大学博士論文概要書

国際カルテル規制アプローチの収斂と

共通アプローチの構築

早稲田大学法学研究科

王 威駟

1. 本論文の目的と構成

通常、2カ国以上に所在する複数の事業者が交渉・合意し、または複数国において共同して実施するカルテルが国際カルテルという。一国領域内で行われたカルテルと違い、複数の国の管轄権が関わる国際カルテルに対し、どの国が管轄権を行使すべきか、そしていかに管轄権を行使すべきであるかという国際カルテルの規制アプローチの問題が現れる。

本論文は、競争法の域外適用の原理と各主要法域の競争法域外適用経緯を考察した上で、国際カルテルの多発により現れた複数の法域間の管轄権競合の解決のために各主要法域が受け入れられる国際カルテルを規制する共通アプローチを提言することを目的とする。

このような課題を追究する本論文は、「序章」、「第1章 競争法域外適用原理」、「第2章 アメリカ反トラストの国際カルテル規制—FTAIA 制定後を中心に」、「第3章 EU 競争法の国際カルテル規制—効果理論が表舞台に」、「第4章 日本独占禁止法の国際カルテル事件規制—テレビ用ブラウン管事件を中心に」、「第5章 中国反壟断法の国際カルテル事件規制」、「第6章 競争法域外適用の国際協力」、「第7章 収斂と構築：国際カルテル規制の共通アプローチへ」及び「終章」により構成される。

2. 本論文の内容

「序章」では、各主要法域（米・EU・日本・中国）の国際カルテル規制の規律管轄権問題、及び各主要法域の規律管轄権問題に対する認識が収斂しつつある現象が本論文の主な考察対象であることと規律管轄権に対する共通の認識が国際カルテルを規制する際の執行管轄権競合を解決する前提になることが本論文の問題意識であり、国際カルテル規制の発展経緯と現状に対する考察を通じ、国際カルテル規制の共通アプローチのあり方を明らかにすることが本論文の目的であることを述べる。

「第1章 競争法域外適用原理」では、国際法上の管轄権原理及び各主要法域の競争法域外適用の概要を考察する。

国際カルテルを自国競争法で規制するためには、管轄権上の法的根拠を明確しなければならない。すなわち、競争法の域外適用ができるか否か問題を解決する必要がある。

一般に競争法の適用範囲は、伝統的には属地主義 (territorial principle) によって規律されてきた。すなわち、ある国の競争法はその領域内においてのみ適用されることであるとされている。しかし、厳格に属地主義にこだわると、自国で販売される商品の価格を外国で行われた会合で合意したとしても、自国競争法では規律できないことになりかねない。この

ような問題に対処するため、国際法上、一定の場合に域外的管轄権 (extraterritorial jurisdiction) が認められているが、どのような場合にこれが許容されるかは問題となる。

1926 年の Lotus 号事件判決により主権の残余原理が確立された。すなわち、国家はその領域外の人や現象についてもその立法管轄権を及ぼす自由をもつとされ、この自由は国際法上特別の禁止規範のある場合に限って制限された。

競争法の場合、属地主義を厳格に適用すると、域外の競争条件に影響を与える企業慣行などに対して適用されるのは当該領域国の競争法であり、影響が及ぶ域外国の競争法の適用は認められないことになる。そこで、第二次世界大戦後、アメリカの裁判所は競争法分野において、属地主義に依拠して競争法の適用を自国内の行為に限定するという従来の法政策を変更し、1947 年の Alcoa 事件で「自国市場に対する反競争効果を及ぼすこと」と「反競争効果を自国市場に及ぼす意図」の存在によりアメリカの域外反競争行為に対する規律管轄権を確立させる。このアプローチは、「効果理論 (effects doctrine)」と呼ばれている。

効果理論に対し、各国は国際法違反としてこれを非難し、対抗立法などの措置を講じてきた。すなわち、前述のように、たしかに Lotus 号事件判決では「広範な裁量」が認められるが、国際司法裁判所 (International Court of Justice、ICJ ともいう) の Nottebohm 事件判決と Barcelona Traction 事件判決により示された「真正な連関」法理を考慮し、その「広範な裁量」の範囲を制限しなければならないと指摘されている。

これに対し、アメリカでは、『アメリカ対外関係法第 2 リステートメント』と、1976 年の Timberlane 事件などにより、効果理論に基づくシャーマン法の適用をある程度抑制する管轄権に対する合理の原則 (jurisdictional rule of reason) が採用されるようになった。また、1982 年に外国取引反トラスト改善法 (The Foreign Trade Antitrust Improvements Act、FTAIA) が制定された。FTAIA によれば、「直接、実質的かつ合理的に予見可能な効果」の存在が規律管轄権を行使する要件となっている。これは、「制限化された効果理論 (qualified effects doctrine)」とも呼ばれている。

EU 競争法 (本論文では、ローマ条約を EC 条約と呼ぶことがあり、リスボン条約発効前の EU 競争法を EC 競争法と呼ぶ) の場合、効果理論は過度な域外適用をもたらす恐れがあり、かつ国際法上の管轄権原理に合致しないとして批判されていた。それに対し、EU 競争法の文言と目的に効果理論の採用を拒む表現と意図がなく、直接かつ予見可能な効果ある場合、EU 競争法を域外適用できると主張する説 (すなわち、制限化された効果理論、qualified effects doctrine) も存在していた。にもかかわらず、欧州司法裁判所は極力効果理論以外のアプローチにより他法域で行われた反競争行為を規制してきた。

日本独占禁止法の場合、法制度上文書送達手続きの不完備などの理由で従来から独禁法6条により、日本に所在する事業者を独禁法違反契約・協定などを破棄させるという「間接域外適用」を採用したが、民事訴訟法改正などにより、国際カルテルなどを規制する際に、直接3条後段を適用するようになっている。

中国の場合、反壟断法第2条により、アメリカ反トラスト法のように効果理論が採用されている。しかし、第2条の規定は簡潔、明快である一方、その解釈は問題となっている。すなわち、前述のように、中国反壟断法条文にはFTAIAのような「直接的、実質的かつ合理的に予見可能」基準を設ける規定がなく、関連指針もないため、「競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為」の具体的な意味を検討する必要がある。

本論文の第2章―第5章は、第1章で紹介された内容に基づき、米・EU・日本・中国の国際カルテル規制アプローチの発展と問題点を詳細に考察する。

「第2章 アメリカ反トラストの国際カルテル規制―FTAIA 制定後を中心に」は、世界最初に競争法（反トラスト法）を制定した国であるアメリカの国際カルテル規制を検討する。第1章で述べたように、アメリカは効果理論（effects doctrine）に基づいて国際カルテルを代表とする国際的反競争行為を規制してきた。しかし、「効果」の具体的な意味やいかに効果理論を国際法上正当化するのか等の不明確なところが多く存在している。

本章は、Alcoa 事件、Timberlane 事件と Mannington 事件などの検討により「効果+意図」図式の伝統的な効果理論から制限化された効果理論への経緯を考察し、FTAIA の各要件の意味、FTAIA の問題点（主に「輸入取引」の意味、「a claim」の意味と「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」の意味）および Hartford 火災保険事件、Minn-Chem 事件、Empagran 事件など FTAIA 発効後の代表的な事件を検討する。

なお、一般的な国際カルテル事件と比べると、部品と完成品に関わる場合、部品の反競争効果は消化される可能性があるため、自国への反競争効果の認定が複雑となる。したがって、そのような部品と完成品に関わる国際カルテルを規制する際に、いくつかの特殊な論点が存在する。その例として、カルテルの対象部品が第三国に組み込まれた場合、反競争効果が輸入国にとっては「直接的」なものであるか否かこと、制裁金の算定根拠をいかにするかが挙げられる。それらの論点に対し、各主要法域の競争法域外適用アプローチが果たして機能するか否かは注目されている。

2014年の Motorola 事件において、裁判所は「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」を検討せず、主に原告である Motorola 社とその海外子会社との関係に着目していた。そのため、本件判決は「直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果」の意味、「間接購

買者」抗弁が成立できるか否かなどの従来から関心が集まっている問題に対する論説が不十分であると指摘された。

競争法の域外適用の際に、規律管轄権の原則があるものの、各法域の規律管轄権に対する理解の相違及び執行管轄権行使が相手国の同意を要するため、管轄権競合が避けられないと考えられる。管轄権競合を回避するため、国際礼让（comity）は用いられている。

国際礼让には、一国が敢えて管轄権を行使しない消極礼让と、事案とより深く関連しているもしくは有効に規制できる相手国に対して適切な執行活動を開始するよう要請する積極礼让が存在している。国際礼让は、抵触法の基礎理論として否定され、その政治性に対しても激しく批判されてきた。しかし、近時、競争法などの領域において、国際礼让が再評価され、「消極礼让」及び「積極礼让」という形でアメリカや日本などの法域に導入されている。本章は、アメリカ反トラスト法の消極礼让適用に関する問題点を検討する。

消極礼让に存在する問題点について、国際礼让の位置付け、国際礼让と外国主権強制（すなわち、当事者は自国法令・政府命令によりアメリカ反トラスト法に違反する行為を行う場合、当事者は外国主権強制の抗弁を提起できること）、国家行為（一国の政府・公的機関の意思で行われた非商事行為）などの抗弁との関係（すなわち、外国主権強制や国家行為は、はたして国際礼让内の一要素であり他の要素と総合的に勘案しなければならないか、それとも国際礼让と独立した管轄権を行使しない根拠であるか）、1992年のHartford火災保険事件判決で示された外国主権強制が主張される場合に、国際礼让を行うか否かを判断するには唯一考慮すべき問題が、アメリカ法と外国法の間「真正な衝突（当事者は同時にアメリカ法と自国法律を遵守できるか否か）」の存否であるという法理の妥当性などがあげられる。

Vitamin C事件では、「真正な衝突」の解釈だけでなく、国家主権強制の法理と外国政府の法廷意見書に対する取扱いが論点となっている。Vitamin C事件において、最高裁は単に第二巡回控訴裁判所の外国政府の意見に対する態度に関する判示をめぐって検討し、「真正な衝突」法理に対する判示をまったく触れていなかった。さらに、最高裁は中国商務部の法廷意見書の真実性についても評価しないとした。そこで、Hartford火災保険事件の「真正な衝突」以外の場合において裁判所が国際礼让の分析を行う必要がないという判示と中国商務部の当該カルテルが国家主権強制のもとで行われたものである意見の真実性が差し戻し審に再度検討されるか否かが注目されたい。

国際カルテル規制に存在する問題点を明らかにするために、アメリカ司法省と連邦取引委員会は2017年1月13日に、「2017反トラスト法国際執行及び協力に係るガイドライン」（以下、2017年ガイドラインという。）を公表し、従来の論点を明確にするとともに部品と

完成品に関わる国際カルテル等の新しい場面に対する米競争当局の考え方を示した。にもかかわらず、2017年ガイドラインは、論争的な部分と明確にされていない部分が多く、さらなる検討が必要である。

全体的に言えば、アメリカのアプローチは、反トラスト法域外適用数十年の経験の蓄積であり、世界各国に対して重要な参考となる意義を有している。とくに、「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」基準は、共通なアプローチの礎になれるものである。

「第3章 EU競争法の国際カルテル規制—効果理論が表舞台に」では、EU競争法の国際カルテル規制の発展経緯と制限化された効果理論に対する立場の変化を考察する。

EUは、国際法上の配慮とイギリスの反対のため、前述のように「効果理論」を避けて属地主義の延長線上にある「経済的一体化理論」・「実行理論」により域外適用を行ってきた。しかし、欧州委員会と法務官は制限化された効果理論を受け入れるべきであると主張し続けてきた。また、「実行理論」と「効果理論」との関係をめぐる諸説あり、検証する必要があると考えている。

具体的言えば、Dyestuff事件では、「経済的一体化理論」（域内子会社の行為を域外親会社に帰属させる）が適用され、効果理論に言及せずに管轄権の行使が正当化された。しかし、域外企業が共同市場内に子会社等が存在しない場合、いかにEU競争法の域外適用を正当化させるかが問題となっていた。

この問題に対し、Woodpulp事件判決では再び効果理論の適用が回避されて「実行理論」（域外事業者の行為が域内で行われれば管轄権が認められる）により管轄権が確立された。にもかかわらず、実行理論の「実行」の意義について、いくつかの明らかになっていないところが存在し、「実行理論」と「効果理論」との関係も不明確のままになってきた。

そして、企業結合事件としてのGencor事件判決において、欧州第一審裁判所は実行理論に基づいて本件の管轄権根拠を論じた後、さらに制限化された効果理論（即時的、実質的、合理的に予見可能な効果であれば管轄権が認められる）に基づき、本件の管轄権行使が国際公法と抵触していないと示した。同判決をきっかけに、効果理論の受入をめぐる議論がさらなる段階に進んだと考える。にもかかわらず、企業結合以外の事件類型では効果理論が適用できるか否かが不明である。

部品と完成品に関わる国際カルテル事件であるInnoLux事件では、事件そのものに対して管轄権を行使すべきか否かではなく、制裁金の徴収対象の範囲を巡って効果理論の下で議論された。すなわち、問題となったのは、事件自体がEU競争法により規制できるか否か

ではなく、直接販売以外の変形された商品に通じる直接販売（内部販売ともいう）と間接販売に対して制裁金が徴収できるか否かである。

欧州司法裁判所は、InnoLux 事件判決は、自法域以外の事業者による反競争行為を規制する行為を正当化するための管轄権根拠と、域外反競争行為の制裁金算定根拠が別ものであり、この二つの根拠を独立した問題として区別しなければならないと判示した。管轄権根拠と制裁金算定根拠の間には関係ないわけではないが、本件の効果理論に関連する議論が制裁金算定にとどまり、部品と完成品に関わる国際カルテルと EU 競争法規制及び効果理論との関係がまだまだ不明確であると考えられる。その問題を明らかにするための重要な一歩は、Intel 事件判決であると考えられる。

Intel 事件判決は効果理論が実行理論と同じ、EU 域外で行われたが EU 市場に反競争効果を及ぼした行為を規制することを目的としており、制限された効果理論も EU の管轄権根拠アプローチの一つであると明言した。Intel 事件判決により、EU の競争法域外適用は「効果理論」（制限化された効果理論）を回避する必要なく、あらゆる国際的反競争行為の類型に対し、「効果理論」、「経済的一体化理論」と「実行理論」から最も事件解決に有利なアプローチを選択することができるようになったが、各事件にどのような基準に基づいてアプローチを選択するのかが問題となっている。

本章から見れば、EU が受け入れた「即時的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」を要件とするいわゆる「制限化された効果理論」は、第 2 章に検討されたアメリカのアプローチと似たようなものであるが明らかである。そして、EU の「即時的」とアメリカの「直接的」な意義が一致しており、欧州司法裁判所（以下、ECJ という。）の Intel 事件判決とアメリカの 2017 年ガイドラインの中の「実質的」に対する解釈も似ているとみられる。すなわち、アメリカと EU の管轄権の行使を正当性させるアプローチが収斂しているように捉えられる。

この収斂は管轄権競合の回避、国際協力の強化、国際カルテル事件のより適切な規制に寄与できると考え、そして日本や中国等の法域に対して参考となる意義も大きいと考えている。

「第 4 章 日本独占禁止法の国際カルテル事件規制—テレビ用ブラウン管事件を中心に」では、「間接的域外適用」と「自国所在需要者説」を紹介した上で、マリナーズ事件と多くの論点が現れたテレビ用ブラウン管事件を検討する。

日本独禁法は、法制度上文書送達手続きの不完備などの理由で従来から独禁法 6 条（事業

者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない)により、日本に所在する事業者を独禁法違反契約・協定などを破棄させるという「間接的域外適用」を採用してきた。

公正取引委員会の1990年の「独占禁止法涉外問題研究会報告書」は、「効果理論」に基づく競争法の域外適用については、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象となると考えられる」として「効果理論」を認めたと考えられる。

そして、需要者が自国に所在する場合のみに管轄権が認められる「自国所在需要者説」も提起されている。

自国所在需要者説によれば、自国に所在する需要者に影響があったときに「自国に影響があった」と考え、自国に所在する需要者によって形成される市場を「我が国市場」と呼ぶ、ということになる。しかし、国外所在需要者に向けた商品役務をめぐる競争停止や、国外所在需要者に向けた競争をめぐる他者排除については、自国所在需要者説によれば、日本独禁法違反の成否を論ずることはできないことになる。したがって、自国所在需要者説には限界があると考えられる。

2002年独占禁止法改正により、国際カルテルなどを規制する際に、直接独禁法3条後段を適用するようになっていく。その代表的事例として、マリンホース事件とテレビ用ブラウン管事件が挙げられる。

マリンホース事件は公正取引委員会が日本に営業所を有しない外国事業者に対して独禁法3条を適用して排除措置命令を下した初めての国際カルテル事件である。

テレビ用ブラウン管事件は、典型的な部品と完成品に関わる国際カルテル事件であり、近時日本独占禁止法の代表的域外適用事件である。本件審決、東京高裁判決と最高裁判決には、論争的な内容が多く存在している。たとえば、東京高裁の本件に対する3つの判決の中のサムスン・エスディーアイ（マレーシア）事件高裁判決は、EUの「実行理論」と連想されるアプローチを適用すれば、効果理論により自国領域に及ぶ反競争効果の程度を分析せずに管轄権を行使することができるかと判示した。しかし、問題となるのは、「交渉」は「実行行為」として認められるか否かである。また、本件高裁判決では受動的属人主義に近いアプローチが適用され、国際法上の異論が少なく、日本に所在する事業者との資本的または人的一体性がない場合にも独禁法の適用を可能とする論理が望ましいと指摘されている。

テレビ用ブラウン管事件最高裁判決は、自国の自由競争経済秩序が侵害される場合、すなわち競争機能が損なわれることとなる市場が自国に属する場合、自国競争法の適用が認め

られると判示した。しかし、この判示は極めてあいまいなものであり、効果理論を正面から論じず、「直接、実質的かつ合理的に予見可能な効果」に関する詳細も分析していない。本件判決に対し、様々な解釈が存在している。その意味では、本判決は日本の国際カルテル規制アプローチを明確化にするものではないと言えよう。

にもかかわらず、テレビ用ブラウン管事件最高裁判決はあいまいのため、制限化された効果理論と矛盾しているものではないとも言える。したがって、今後、問題となるのは、アメリカとEUの効果理論に対する考え方の収斂に対し、日本はいかにより明確な域外適用アプローチを構築することであると考ええる。

「第5章 中国反壟断法の国際カルテル事件規制」では、中国反壟断法の国際カルテル規制に存在する問題点を検討する。

中国競争法たる反壟断法第2条は、「中華人民共和国国境内の経済活動における独占行為に対して、この法律を適用する。中華人民共和国国境外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。」としており、効果理論に基づいて域外適用を行うことを明記している。しかし、条文中の「効果」の意味が不明であり、FTAIAのような「効果」を限定する具体的な規定もなく、効果要件に関する議論も十分にされていない。

学説によれば、条文上明言していないかつ関連立法解釈や判例法理はまだないものの、中国反壟断法第2条の執行は国際法、すなわち、第2条を適用する際に国際条約及び広く認められている一般原則に制約される。したがって、中国反壟断法第2条を適用するために、前文で紹介したFTAIAの「直接的、実質的かつ合理的に予見できる」効果原則及び国際礼讓の原則を考慮に入れなければならない。

中国が規制した外国企業による価格カルテル事件として、最初に挙げられたのは2013年にサムスン電子やLG電子等が液晶パネルの価格カルテルにつき国家発展改革委員会(NDRC)により規制された液晶パネル価格カルテル事件が挙げられる。本件は、反壟断法ではなく価格法に基づくものであった。

そして、日系自動車部品カルテル事件は、中国が規制した国際カルテル事件として挙げられる。2014年8月15日、NDRCは、自動車部品及びベアリングについて価格カルテルを実施した日本企業12社に対して、反壟断法に基づき合計12.35億人民元の制裁金を課した。これは、外国企業による価格カルテルに反壟断法が適用された初めての事案である。本件の場合、問題となるのは中国国外から部品を購入したあと完成品に組み込んで中国に販売する

場合、「直接的」に認定できるかどうかということである。しかし、NDRC の決定文にはこれに関する分析が一切ない。

本件カルテルでは、「実質的」と「合理的に予見できる」は認定し得るが、問題となるのは、Motorola 事件とテレビ用ブラウン管事件と同じ、中国国外から部品を購入したあと完成品に組み込んで中国に販売する場合、「直接」と認定できるかどうかということである。本件は、Motorola 事件、InnoLux 事件、テレビ用ブラウン管事件のような部品と完成品に関わる国際カルテル事件として、反競争効果は中国領域外で移転されて完全にまたはその一部が消滅したかどうかを検討する必要がある。

日系自動車部品カルテル事件の検討から見れば、国際貿易を積極的に参加している中国にとって、部品と完成品に関わる国際カルテルの対処を研究する現実的意義が高い。そこで、Motorola 事件の部品問題に関する裁判所の対処及びそれに対する議論を参考にし、完成品に組み込まれた部品の自国市場に対する反競争効果をより詳細に分析することと、日本の「自国所在需要者説」及びテレビ用ブラウン管事件の規制に関する議論ないし批判を留意し、反壟断法第 2 条の下で明確的に効果理論を管轄権基準として国際カルテル規制の中長期的な基準を確立することは必要である。また、国際カルテルに関する訴訟の提起により競争当局の規制アプローチと裁判所の判断基準をより明確にさせること及び現存する疑問を判例により解決することを期待する。

「第 6 章 競争法域外適用の国際協力」では、域外適用により発生した管轄権衝突を回避するための世界共通競争法を制定する試み、積極礼讓、競争協力協定等を紹介した上で、存在している問題と解決されるべき課題を簡単に検討する。

域外適用事件による国家管轄権の競合を根本的に解決するために、いくつかの世界各国に適用できる世界共通競争法またはそのフレームワークを作成する試みもなされた。これらの試みはいずれも失敗したが、国際カルテル規制の共通アプローチの構築に対し、世界競争法構想の内容と失敗の原因を検討するのが重要であると考えられる。また、積極礼讓および積極礼讓等を内容が存在している競争協力協定も管轄権競合を回避する有効な方法であると主張されている。しかし、協力協定、積極礼讓などの方法にも限界があり、競争法の域外適用により起こされた問題を国際協力の方法により解決するためには、多くの課題が存在している。

国際カルテル規制による管轄権衝突等の諸問題を回避するために、ITO 憲章、「国際反トラスト規約草案」(DIAC)、WTO 等の形により共通な競争法ルールを制定する試みがなされた。

にもかかわらず、これらの試みはいずれも失敗した。それにより、各法域に適用できる「共通ルール」の制定は時期尚早であると考えられる。

国際協力について、積極礼讓等の内容を有している競争法執行に関する両国間協議はほとんどアメリカ・EU・日本・オーストラリア等の先進国の間のものであり、新興国との締結数がまだ少ない。中国・ASEAN等の法域はいかなる形で協力協定を締結し、そしてICN等の協力機構に加盟して各法域と連携して国際カルテルを規制するのは不明である。本節では米・EU協定、日米、日EU協定とBRICS諸国競争当局MOU、中国と各法域の間の代表的なMOU等の協力協定を検討する。

本章の検討により、積極礼讓等の国際協力により管轄権競合を根本的に解決するためには、信頼関係の強化、規制能力の育成等の長期的な取り組みが必要であることが明らかになった。

したがって、問題となるのは、各法域の国際執行能力が育てられ、国際協力により積極礼讓が十分に適用できる前に、すなわち、上記の「長期的な取り組み」の間に、各法域、とくに先進国・主要法域がいかに行動すべきであるである。そこで、現段階で重要かつ現実的可能性な課題は、各法域はいかなる国際カルテルのアプローチを採ることであると考え。先進国・主要法域の適切な国際カルテルのアプローチの適用は、事件の解決に寄与できるだけでなく、途上国や競争法の国際的執行が浅い国によい模範を示し、信頼関係の強化と規制能力の育成にも貢献できるであると考え。

「第7章 収斂と構築：国際カルテル規制の共通アプローチへ」では、上記各章の内容を踏まえ、共通アプローチの必要性となる競争法の国際的な適用に関する新しい展開、現実的可能性を証左するアメリカとEUの国際カルテル規制アプローチの収斂を論じた上で、日本と中国を例として、共通アプローチの構築、すなわち、いかなる各法域が受け入れられる最低限の基準・認識を内容とする共通なアプローチが適切であるか等を検討する。

前述各章で述べたように、国際カルテル規制の規律管轄権原則についてEUとアメリカの認識が「制限化された効果理論」に収斂しつつある。本章の検討により、管轄権競合の回避、国際協力の促進等の観点から、管轄権要件を要する制限化された効果理論はもっとも妥当なアプローチであり、共通アプローチとしてふさわしいことが明らかになった。すなわち、問題となる国際カルテルが自国競争法に違反するか否かを判断する前に、「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」の存否を検討することが必要である。また、このアプローチの国際礼讓の適用基準は、Hartford火災保険事件判決の厳格的な「真正な衝突」法理をより広いものである。

そして、独禁法条文に域外適用規定がなく2条6項の要件解釈で国際的適用の範囲を確

定できるという「内向きの」論理により域外適用を行ってきた日本の場合、法改正等により、どのような場合に日本の独禁法が適用されるのか立場を宣言する必要があると指摘されている。たしかに、日本は Intel 事件の前の EU のように、効果理論を極力に明言せず独占禁止法の域外適用を行ってきた。Intel 事件 ECJ 判決をきっかけに、日本は効果理論を各主要法域に正面から認められた競争法の域外適用アプローチとして捉え、効果理論を域外適用アプローチとして明言する条文を現行法に入れる法改正もしくは「即時的（直接的）、実質的かつ合理的に予見可能な効果」に対する理解等を明確にする指針の作成が期待される。

また、「効果理論」を法条文に明言したがその解釈が発達していない中国も、国際カルテルの規制能力不足などの問題が存在している。そこで、2017 年に本格的に反壟断法改正を始めた中国はアメリカ・EU などの最近の動きを留意し、反壟断法の域外適用の透明性・安定性を確保するために「即時的（直接的）、実質的かつ合理的に予見可能な効果」テストを採用するか否かということを確認にし、そして、もし採用すれば、競争当局の当テストに対する理解を説明する必要があると考える。

「終章」では、本論文各章の内容をまとめた上で、「制限化された効果理論」に基づいた共通アプローチが必要であることを述べる。そして、今後の課題について、自国には管轄権があるか否かを検討する場合、部品を対象としたカルテルの反競争的効果の計算方法、支配的地位濫用や企業結合の域外適用の場合のアプローチ、競争当局間の調査・執行における協力の促進方法、WTO のような競争政策問題を解決する国際組織ないし拘束力のある世界共通な競争政策に関するルールの実現可能性等の課題が挙げられる。本論文が検討する共通アプローチは、一種のコンセンサスとして、各法域の競争当局間のさらなる協力の礎となり、それらの課題を解決するための出発点となることを期待している。